

議案第10号

大口町障害者医療費支給条例等の一部改正について

大口町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(大口町障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「65歳以上の」を削り、「その障害の状態若しくは65歳に至った日が月の初日以外である場合にあっては、その日の属する月の末日」を「その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受ける」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第1条関係

大口町障害者医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>

第2条関係

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は<u>第55条の2第1項第2号</u>に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)～(5) 略</p>

第3条関係

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある者（<u>その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。</u>）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある<u>65歳以上の者（その障害の状態若しくは65歳に至った日が月の初日以外の日である場合にあっては、その日の属する月の末日までの間は除く。）</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

障害者医療費支給条例では、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定程度の状態にあると障害者医療の適用除外となります。そのうち、後期高齢者医療制度へ加入した場合は、後期高齢者福祉医療の受給資格者となります。

ただし、身体障害者手帳等を取得してから後期高齢者医療制度の障害認定を受けるまでの期間は、適用除外から除外され障害者医療の受給資格者となります。

このたびの後期高齢者医療制度の住所地特例の改正により、本町の福祉医療の適用除外から除外される該当者を追加するため改正を行うものです。なお、この条例において改正する他の福祉医療（精神障害者医療、母子・父子家庭医療）についても同様の扱いになります。

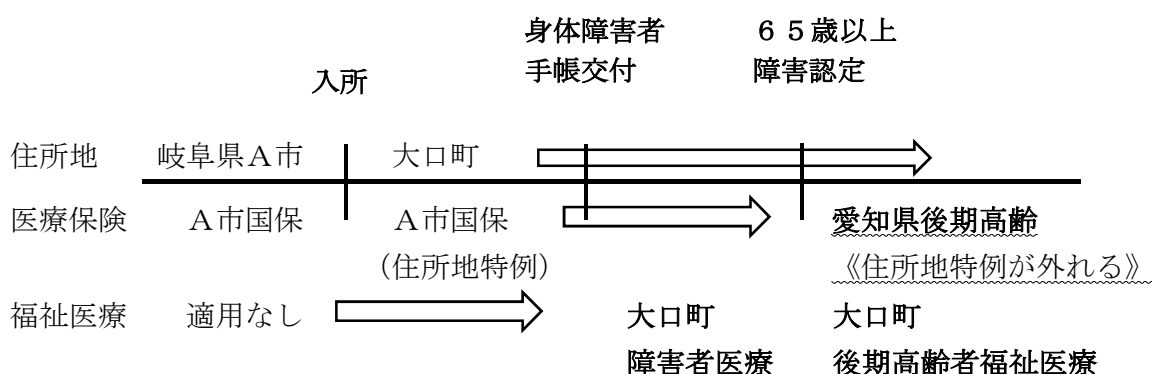
条例名	対象者	支給内容
障害者医療費支給条例	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1～3級、腎機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級・療育手帳A・B判定・自閉症状群と診断されている方	医療費（自己負担分）の支給
精神障害者医療費支給条例	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳1・2級・自立支援医療受給者証保持者	医療費（自己負担分）の支給
母子・父子家庭医療費の支給に関する条例	<ul style="list-style-type: none">・児童が18歳の年度末までの母子家庭の母と児童・児童が18歳の年度末までの父子家庭の父と児童・18歳の年度末までの父母のいない児童	医療費（自己負担分）の支給

障害者医療の例

岐阜県の国民健康保険加入の方が、大口町の施設へ入所し、その後75歳になるまでに身体障害者手帳の交付を受け、後期高齢者医療制度の障害認定を受ける場合

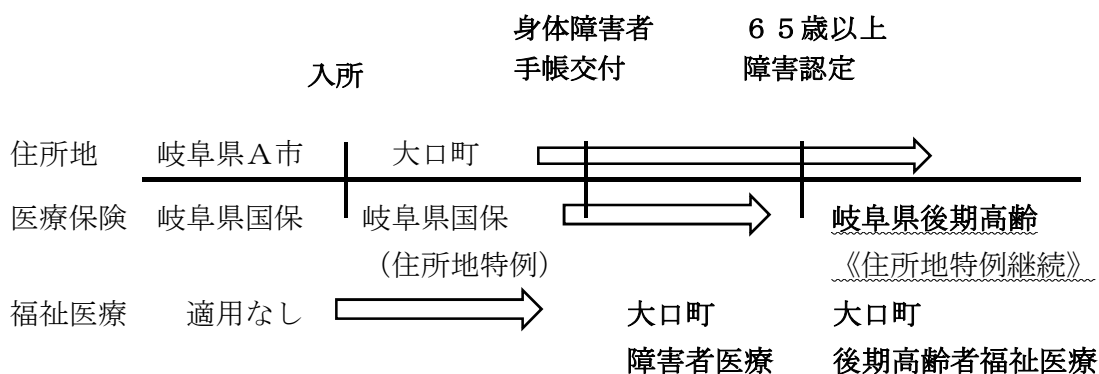
現行 平成30年3月31日まで

適用除外の除外該当者：高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号該当者



改正後 平成30年4月1日から

適用除外の除外該当者：高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項
第2号該当者



2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。